

京都市都市計画局総合評価落札方式活用ガイドライン

令和8年2月

京都市都市計画局

目 次

1	総合評価落札方式の概要	2
1-1	はじめに	3
1-2	総合評価落札方式とは	4
1-3	総合評価落札方式の選択	4
2	実施手順	7
2-1	入札参加資格事前確認型	8
2-2	入札参加資格事後確認型	9
3	落札者決定基準の作成	10
3-1	評価項目の設定	11
3-2	配置予定技術者のヒアリング	12
3-3	評価基準及び配点の設定	12
4	落札者の決定	23
4-1	技術提案書の評価	24
4-2	評価方法	24
4-3	落札者の決定方法	25
5	その他の留意事項	27
5-1	仕様の変更	28
5-2	履行確保と不履行の場合における措置	28
5-3	中立かつ公正な評価の確保	30
5-4	評価結果の公表	30
5-5	落札者決定基準作成における留意事項	30
5-6	その他	31

1 総合評価落札方式の概要

1-1 はじめに

本市では、公共工事における発注者責任を果たすための施策のあり方について、平成13年度から京都市技術管理委員会の技術検討部会において検討を行い、平成16年7月に全庁的な取組として、「公共工事の発注者責任を果たすための具体的施策の取組方針」（以下「具体的施策の取組方針」という。）を策定しました。この中で、公共工事における発注者責任を「市民のニーズに応じた社会資本の整備を進めていく中で、常に説明責任を果たしながら、公平性、透明性、公正性を保ちつつ、良質なものを低廉な価格でタイムリーに調達し提供する責任」と定義し、発注者責任を果たすための4つの具体的な取組方針として、「適正な入札・契約制度の確立」、「工事内容の把握」、「企業の技術力の客観的な評価」及び「発注者の技術力の確保」を定めています。これらの方策については「適正な入札・契約制度の確立」として、総合評価落札方式等を含めた技術提案を受ける方式の導入、また、「工事内容の把握」及び「企業の技術力の客観的な評価」として、工事特性（工事難易度、技術提案の必要性等）を把握し、その特性に応じた技術力を有する企業の選定を目指すこととしています。

一方、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行されました。この法律では、基本理念として、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ企業の技術力等価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」としています。また、「地方公共団体は、この基本理念に則り、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。

さらに、平成17年8月26日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（以下「基本的方針」という。）においては、公共工事の品質確保を図るための主要な取組として、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式が示されました。

そこで、都市計画局においても、品確法及び基本的方針の理念を尊重し、具体的施策の取組方針で策定した「適正な入札・契約制度の確立」、「工事内容の把握」及び「企業の技術力の客観的な評価」の更なる取組の推進に向けて、平成18年度の試行期間を踏まえ、平成19年度から総合評価落札方式による工事発注の本格実施を積極的に行うこととしました。

本ガイドラインは、標準型、簡易型及び特別簡易型を対象に、総合評価落札方式を適用する意義を示すとともに、都市計画局における総合評価落札方式の積極的な活用促進を図ることを目的に策定したものです。

1-2 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式は、従来の価格競争のみによる落札方式とは異なり、価格と価格以外の契約の条件（例えば、技術提案、施工計画、企業の施工能力、監理技術者の能力等。以下「技術提案等」という。）を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とする落札方式です。

総合評価落札方式の実施に当たっては、手続き開始から契約までに時間を要することや、手続きに伴う事務量が増大すること等が課題となりますが、技術提案等の内容を評価することにより、不良不適格業者を排除し、適切な競争参加者の選定を行うことができます。

その結果、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることとなります。

また、入札参加者から技術提案等を募集し評価することで、企業の技術開発の促進や民間技術を活用した工事の品質の向上につながるとともに、価格以外の要素を考慮した競争が行われることにより談合が行われにくい環境が整備されることも期待されます。

1-3 総合評価落札方式の選択

(1) 総合評価落札方式の種類

総合評価落札方式の種類は、「京都市総合評価競争入札の実施に関する要領」（以下「実施要領」という。）において区分されており、発注内容に応じて以下のいずれかを選択します。

ア 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きく、特殊な施工方法その他の高度な技術提案の評価を必要とするもの（本ガイドラインでは、対象としておりません。）

イ 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、一般的な技術提案の評価を必要とするもの

ウ 簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、施工計画の評価を必要とするもの

エ 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、施工計画の評価を必要としないもの

(2) 実施対象工事

都市計画局では、総合評価落札方式の積極的な活用促進のために、実施要領の内容

を踏まえ、「(3)総合評価落札方式の選択方法」により、施工の難易度の高低に伴う技術的工夫の余地の大小、その他の要因（以下「工事特性」という。）等を十分に把握したうえで総合評価方式の適用及び種別を決定します。ただし、工事特性以外の要因（事業スケジュールや事業の進捗状況等）により、総合評価落札方式を実施できない場合は、個別案件ごとにその状況を十分に検証することとします。

なお、実施要領における総合評価落札入札の適用範囲は、以下のとおりです。

京都市総合評価競争入札の実施に関する要領（抜粋）

（適用範囲）

第2条 次に掲げる要件のいずれにも該当する契約は、総合評価競争入札により契約を締結することができるものとする。

- (1) 性能、機能、構造、デザイン、規模、履行方法その他の仕様の全部又は一部について、あらかじめ定めることができないもの
 - (2) 価格その他の契約の条件を総合的に勘案しての相手方を決定しようとするもの
 - (3) あらかじめ落札者を決定するための基準を定めることができるもの
 - (4) 工事の請負に係る契約にあつては、予定価格が50,000千円を超えるもの。ただし、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を特に審査・評価する必要がある場合にあつては、この限りでない。
 - (5) 工事の請負以外の契約（工事の設計、監理、測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等（以下「測量・設計等」という。）の契約を除く。）にあつては、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件において「物品等の調達」の区分の基準額として告示された額以上のもの
- 2 前項の規定に関わらず、測量・設計等の契約にあつては、前項第2号及び第3号に掲げる要件を満たし、かつ、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できるものについて、総合評価競争入札により契約を締結することができるものとする。
- 3 第1項及び前項に規定する契約について総合評価競争入札により契約を締結しようとするかどうかについては、契約ごとに、入札手続に要する日数及び事務負担の増大その他の負担の増加と、契約の目的の達成の水準の向上その他の効果を総合的に勘案して定めるものとする。

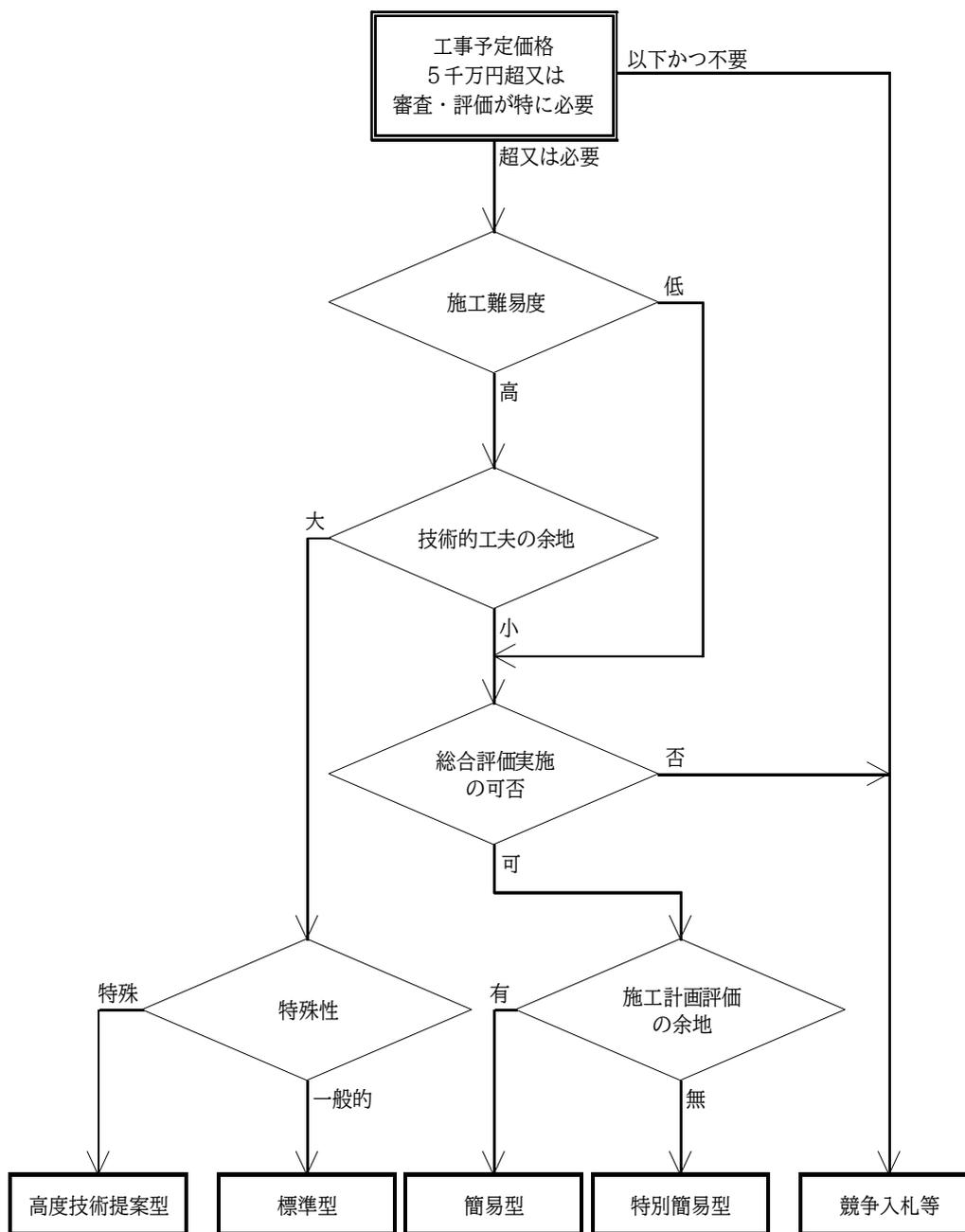
(3) 総合評価落札方式の選択方法

総合評価落札方式の実施対象工事を決定する場合や種類を選定する場合には、設計・積算段階で施工難易度を把握します。

その結果、難易度が高いとされた項目やそれ以外の工事全体について、技術的な工夫の余地を把握し、施工計画以外での技術提案を求める必要があるかを判断します。

技術的な工夫の余地が大きいと判断した場合には、その特殊性により高度技術提案型か標準型かを選択します。また、技術的な工夫の余地が小さいと判断した場合には、総合評価の実施の可否を判断したうえで、実施が可能な場合には施工計画についての評価の余地の有無により簡易型か特別簡易型かを選択します。

【総合評価落札方式選択の流れ】



(本ガイドライン対象外)

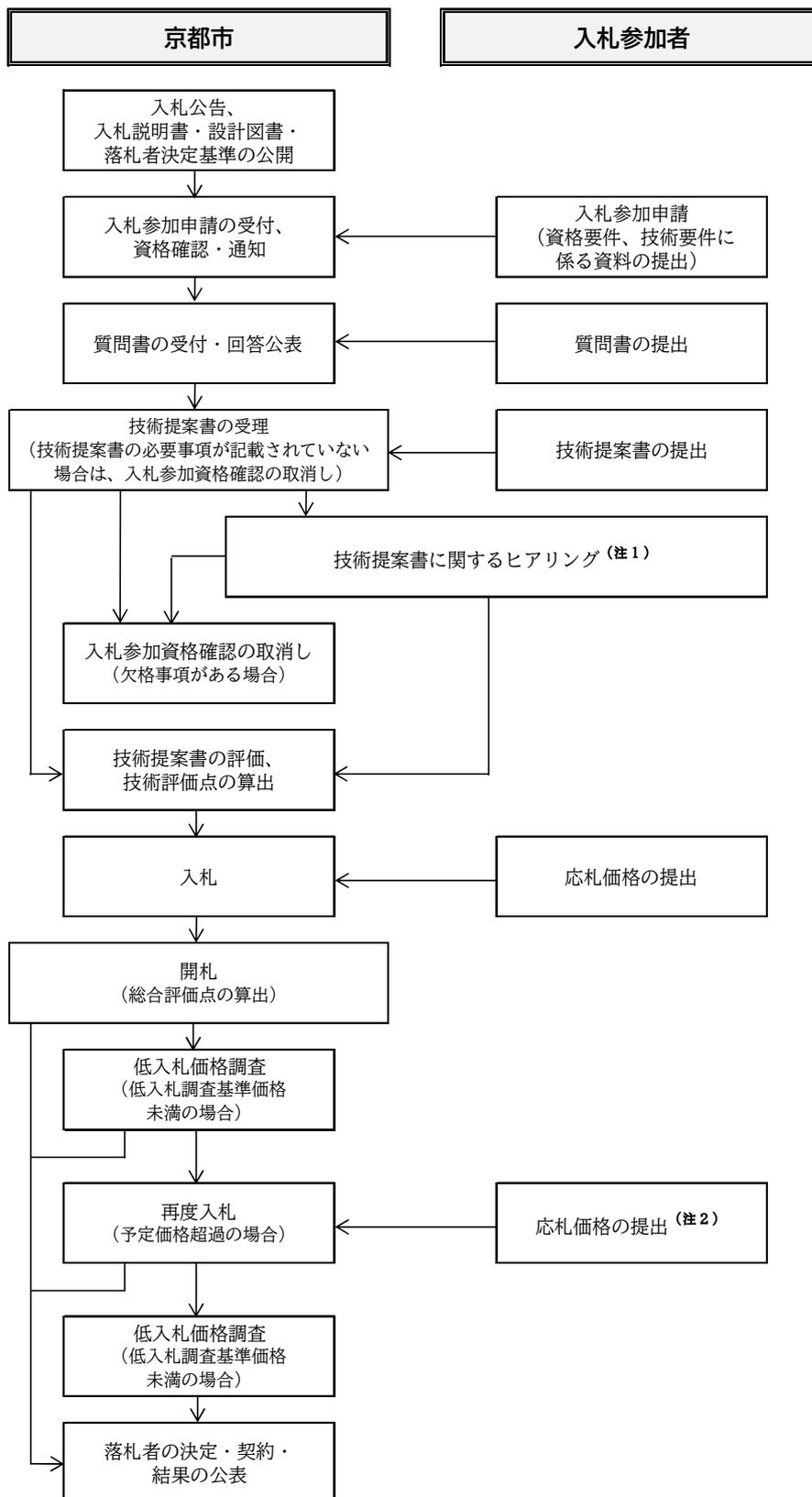
- ※「技術的工夫の余地」は発注図書において仕様等が特定できているか否かで判断します。
(仕様が特定できていない場合には、「施工難易度」が低い場合においても「技術的工夫の余地」を判断します。)
- ※「総合評価実施の可否」は京都市総合評価競争入札の実施に関する要領第2条第2項の規定により判断します。
- ※「施工計画評価の余地」は簡易な施工計画について評価を求める余地があるか否かで判断します。

2 実施手順

総合評価落札方式を実施する場合の標準的な手続きは、以下のとおりです。

なお、評価に要する日数等については参考とし、落札者決定基準において決定します。

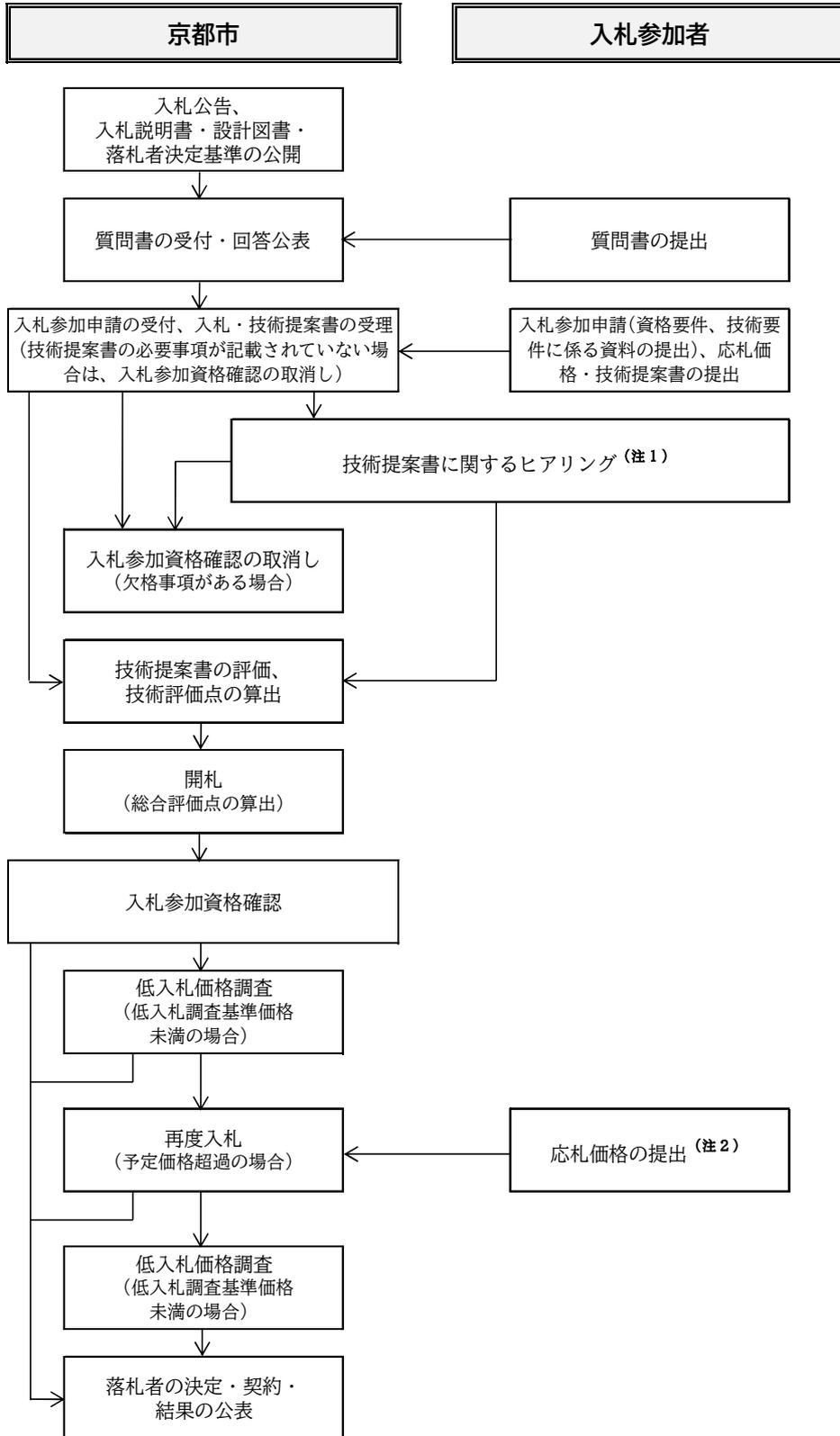
2-1 入札参加資格事前確認型



(注1) 必要に応じて実施。(特別簡易型の場合は、枠自体を削除する)

(注2) 当初の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

2-2 入札参加資格事後確認型



(注1) 必要に応じて実施(特別簡易型の場合は、~~枠自体を削除する~~)

(注2) 当初の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

3 落札者決定基準の作成

3-1 評価項目の設定

評価項目は、工事特性に応じて工事ごとに定めるものとします。評価項目の設定の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

評価項目	細目	標準型	簡易型	特別簡易型	
定性評価	具体的な施工計画	技術提案部分の工法選択に関する技術的所見、工程管理に関する技術的所見、工事監理に関する技術的所見、安全管理に関する技術的所見、品質確保及び施工上配慮すべき事項に関する技術的所見	◎		
	総合的なコスト	ライフサイクルコスト（維持管理費、更新費）、性能向上、補償費等	△		
	性能・機能の確保や向上	初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、維持管理の容易性等	△		
	社会的要請への対応	環境の維持（騒音、振動、粉じん、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染等）、特別な安全対策、省資源・リサイクル対策等	△		
	生産性向上に関する技術提案	ICT、ロボット等の活用、施工手順の工夫及び既存技術の組み合わせによる創意工夫 その他、現場環境の改善や長時間労働の是正に関する提案		△	
	簡易な施工計画	工程管理に関する技術的所見、工事監理に関する技術的所見、安全管理に関する技術的所見、品質確保及び施工上配慮すべき事項に関する技術的所見		◎	
定量評価	企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績		◎	
		工事成績評定		◎	
		安全管理優良請負者表彰		△	
		若手技術者の活用		△	
	監理技術者の能力	監理技術者の施工実績		◎	
		技術者の継続教育（CPD）		◎	
		監理技術者の工事成績評定		△	
		監理技術者の保有資格		△	
		監理技術者優良技術者表彰		△	
	技術力・品質の維持向上	環境マネジメントシステム		◎	
		品質管理マネジメントシステム		△	
		技能士		△	
		安全衛生		△	
		建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用		△	
	地域貢献	防災協定		△	
		資材等の調達		△	
		市内産木材利用の推進		△	
		（WTO 未満）市内経済への貢献 市内下請率		◎	
	（WTO 案件）市内経済への貢献 ①市内下請率 ②市内企業の出資割合		◎		

（凡例）◎：基本的に全ての工事に共通して適用 △：必要に応じて適用

※ WTO案件はWTO協定の内容に基づき、評価項目を設定することとします。

3-2 配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者等に対するヒアリングは、技術提案の内容について確認が必要な場合等を実施します。なお、ヒアリングを実施する場合は、落札者決定基準に予定日時等を記載します。

3-3 評価基準及び配点の設定

技術提案書は、評価項目の特性を踏まえ評価基準及び配点に基づき、点数化して評価します。

評価基準及び配点については、工事特性により工事ごとに定めます。このとき、評価項目ごとの技術提案等が持つ価値に十分留意し、重要度等に応じて適切に重み付けを行います。

標準型の場合には特に重要な課題の解決に係る評価項目に重点的に、簡易型の場合には施工計画に重点的に配分します。

なお、加算点の配点の合計値は、標準型で20～40点、簡易型で15～20点、特別簡易型で10～15点を目安に配点します。この配点は、加算項目全体を見て重点を置いて配点した結果の合計値の目安ですので、必ずしも整数である必要はありません。また、技術評価点（＝基礎点＋加算点）と設計金額の割合について、他工事等とのバランスを考慮して決定する必要があります。

点数化の基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 数値方式（定量評価）

評価項目の性能等が数値化できる場合の評価方法です。この場合、標準的には、必要となる最高の性能等の数値に評価点の満点、最低限の要求水準を満たす性能等の数値に0点を付与し、中間の性能等は、その性能の程度により点数を付与します。

(2) 判定方式（定性評価）

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、数段階の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの評価項目値が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する評価方法です。例えば、3段階の階層（優／良／可）で評価を行う場合には“優”に該当するものには満点、“良”に該当するものには満点の1／2程度の点、“可”に該当するものは0点を付与します。また、4段階以上で評価することもできます。

(3) 順位方式（定性評価）

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する評価方法です。標準的には、入札参加者の最上位の者に満点を、必要最低限の性能等を満たす者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与します。

(4) コストとしての評価

ライフサイクルコストや工事に関連して生ずる補償費等の費用を評価する場合の評価方法です。例えば、当該費用について評価項目としての点数を付与せず、総合評価点の算出において入札価格に当該費用を加算することが考えられます。

以下に、定量評価項目における評価基準及び配点の設定例を示します。

分類	評価項目	評価基準	得点化基準例及び配点例				
			A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
企業の施工能力	施工実績	○年度から技術提案書の提出期日までに完成済みの工事（元請として契約した工事に限る。）で、かつ国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注の同種又は類似工事の施工実績を評価する。	同種工事の実績あり	類似工事の実績あり	実績なし		
			2点	1点	0点		
	工事成績 評定	○年度から○年○月○日までに完成済みの工事（元請として契約した工事に限る。）のうち、本市が発注したもので、本市都市計画局都市企画部都市総務課が工事請負契約書に定める完成検査を実施した工事における工事成績評定の平均値を評価する。	80点以上	80点未満 75点以上	75点未満 70点以上	70点未満 65点以上	65点未満
			2点	1.5点	1点	0.5点	0点
	若手技術者の活用 （若手技術者の配置）	若手技術者（40歳以下で、監理（主任）技術者及び現場代理人以外の担当技術者）の配置人数を評価する。	若手技術者を常時 ○名以上配置する	若手技術者を常時 ○名以上配置する	若手技術者を配置しない		
			1.0点	0.5点	0点		
監理技術者の能力	施工実績	○年度から技術提案書の提出期日までに完成済みの工事（元請として契約した工事に限る。）で、かつ国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注の工事において、建設業法に規定する監理技術者として従事した同種又は類似工事の施工実績を評価する。なお、右記の実績を有していない40歳以下の監理技術者を配置する場合は、同実績を有する現場代理人の施工実績で評価することができる。ただし、配置する監理技術者が、監理技術者として、指定する面積と同等以上の延べ面積の工事に従事した実績を持つ場合に限る。	同種工事の実績あり	類似工事の実績あり	実績なし		
			2点	1点	0点		
	技術者の 継続教育 (CPD)	監理技術者の1年間の単位取得率を評価する。 【計算式】 (単位取得率) = (年間取得単位数) ÷ (年間推奨取得単位数) × 100 (%)	100%以上	100%未満 50%以上	50%未満		
			1点	0.5点	0点		
	保有資格	監理技術者の指定する資格の保有状況を評価する。	保有している		保有していない		
			0.5点		0点		

技術力・品質の維持向上	環境マネジメントシステム	技術提案書の提出期日から契約工期の末日までの期間におけるISO14001又はKESの取得状況を評価する。	ISO14001 又は KES-STEP2 を取得 1点	KES-STEP1 を取得 0.5点	取得していない 0点		
	技能士	指定する工種である〇〇における技能士の活用状況を評価する。 なお、特記仕様書で指定するものについては、評価対象としない。	1級を活用 0.5点	2級を活用 0.25点	3級活用 若しくは 活用 しない 0点		
	安全衛生	現場代理人の建設業労働災害防止協会の主催する「職長・安全衛生責任者教育」の受講状況を評価する。	受講している 1点		受講していない 0点		
	建設キャリアアップシステム (CCUS)	建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用する場合に評価する。	活用する 0.5点		活用しない 0点		
地域貢献	防災協定 (単独の場合)	技術提案書の提出期日における京都府又は本市との防災協定について、入札参加者単独もしくは所属する団体の締結状況を評価する。京都府及び本市と締結している場合は、本市との締結状況のみ加点を行うものとする。	本市と締結している 1点	京都府と締結している 0.5点	締結していない 0点		
	地域貢献	防災協定 (JVの場合)	代表者	本市と締結している 0.8点	京都府と締結している 0.4点	締結していない 0点	
構成員①			本市と締結している 0.6点	京都府と締結している 0.3点	締結していない 0点		
構成員②			本市と締結している 0.6点	京都府と締結している 0.3点	締結していない 0点		
地域貢献	資材等の調達	(例) 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇 (指定資材又は指定機器類) について、市内での調達品目数を評価する。	2品目以上 2点	1品目 1点	0品目 0点		

地域貢献	市内産木材利用の推進	市内産木材の使用量について評価する。	○立方メートル以上、使用する。 3点	○立方メートル未満 ○立方メートル以上、使用する。 2点	○立方メートル未満 ○立方メートル以上、使用する。 1点	○立方メートル未満、使用する。 0点	
	市内経済への貢献 (WTO 未満)	市内下請率	次の式により、加算点を算出する。 $加算点 = 市内下請率 (小数表示) \times 3点$ ・市内下請率 : 当該工事の施工体制台帳に記載される一次下請契約総額 (税抜き) のうち、市内企業との一次下請契約総額 (税抜き) が占める割合 0～3点				
	市内経済への貢献 (WTO 案件)	①市内下請率 ・当該工事で予定する「市内下請率」が「基準提案率」以上の提案を評価対象とし、右記の計算式により算定する。 基準提案率: 落札者決定基準において設定した基準となる市内下請率	次の式により、加算点を算出する。 a 提案された「市内下請率」が「基準提案率」以上の場合 $加算点 = 基礎点 + 変動点 \times (提案値 - 最低値) \div (最高値 - 最低値)$ b 提案された「市内下請率」が「基準提案率」未満の場合 加算点 = 0点 ・市内下請率 : 当該工事の施工体制台帳に記載される一次下請契約総額 (税抜き) のうち、市内企業との一次下請契約総額 (税抜き) が占める割合 ・基礎点、変動点: 落札者決定基準において任意に設定する値 ・提案値 : 当該入札参加者の提案した市内下請率 ・最高値 : 基準提案率以上の提案を行った全入札参加者の中で、最も高い市内下請率 ・最低値 : 基準提案率以上の提案を行った全入札参加者の中で、最も低い市内下請率 0～2点				
	②市内企業の出資割合 ・JV 協定書に記載された市内企業の出資割合 ・単独の場合、市内企業 100%、市外企業 0%	70%以上 1.0点	70%未満 40%以上 0.7点	40%未満 30%以上 0.5点	30%未満 20%以上 0.3点	20%未満 0点	

※ 各項目の得点化基準及び配点は一例です。工事特性に応じて、工事ごとに定めます。

《評価基準に関する補足説明》

1 企業の施工能力

(1) 施工実績

ア 施工実績は、完成済みの工事（元請として契約した工事に限ります。ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づくPFI事業（以下「PFI事業」という。）であって、特別目的会社又は共同企業体（以下「SPC等」という。）と工事請負契約を締結した場合は元請として契約したものとみなします。）とし、公共工事・業務実績情報システム（コリンズ・テクリス）における工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）の写しにより確認します。また、当該実績の対象施設の規模や構造、施工内容等の詳細については、当該実績の工事の請負契約書や設計図書等の写しにより確認します。また、コリンズで確認できない内容がある場合は、請負契約書や設計図書等により確認することとします。なお、過去の施工実績がPFI事業の場合は、PFI事業の発注者とSPC等との契約書の写し及びSPC等と入札参加者（JVの場合はJVの代表者）が契約していることを示す工事請負契約書等の写しにより実績を確認します。

イ 入札参加者が共同企業体（以下「JV」という。）の場合には、代表者の施工実績を評価します。

ウ 過去の施工実績が甲型共同企業体（以下「甲型JV」という。）として施工したものである場合は、評価対象となる企業が代表者（出資比率は問わない。）として施工した実績を評価します。

エ 過去の施工実績が乙型共同企業体（以下「乙型JV」という。）として施工したものである場合は、評価対象となる企業が代表者又は構成員として施工した分担工事の実績を評価します。

オ 評価の対象とする期間は原則として過去15年（当該年度を除く過去15年+当該年度とする。）とします。ただし、技術革新がめまぐるしい工事や新技術を採用する工事等については、適宜評価の対象とする期間を設定します。

(2) 工事成績評定

ア 工事成績評定は、完成済みの工事（元請として契約した工事に限ります。ただし、PFI事業であって、SPC等と工事請負契約を締結した場合は元請として契約したものとみなします。）について評価します。

イ 入札参加者がJVの場合には、代表者の工事成績評定を評価します。また、過去の施工実績がJVとして施工したものについては、評価対象となる企業が代表者として施工した工事の成績評定のみに評価します。

ウ 対象となる工事实績がない場合は最低評価（E評価）相当として取扱います。

エ 工事成績評定の平均値は小数点以下第一位を切捨て、整数で評価を行います。

オ 評価の対象とする期間は原則として過去15年とします。

(3) 若手技術者の活用（若手技術者の配置）

ア 当該工事における若手技術者（現場配置時点において満40歳以下で、監理（主任）技術者及び現場代理人以外の担当技術者）の配置人数を評価します。

イ 入札参加者がJVの場合には、JVの代表者及び構成員の若手技術者について評価します。

ウ 配置する若手技術者は、常勤の自社社員であり、かつ現場配置時点において引き続き3か月以上の雇用関係があることとします。なお、工事期間中、提案した人数を常時配置していれば、配置する若手技術者の交代は可能とします。交代の時期は工事の工程上一定の区切りと認められる時点とするなど、若手技術者の育成に必要と認められる期間配置することとします。

エ 入札参加者は、当該工事の落札者となった場合には、本工事で若手技術者を配置する期間のみに
ついて、配置する若手技術者をコリンズに登録することとします。

2 監理技術者の能力

(1) 施工実績

ア 施工実績は、完成済みの工事（元請として契約した工事に限ります。ただし、PFI事業であつて、SPC等と工事請負契約を締結した場合は元請として契約したものとみなします。）とし、コリンズの写しにより確認します。また、当該実績の対象施設の規模や構造、施工内容等の詳細については、当該実績の工事の請負契約書や設計図書等の写しにより確認します。コリンズで確認できない内容がある場合は、請負契約書、設計図書等及び以下のいずれかの書類により確認します。

- ・ 建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳のうち、当該工事の監理技術者として、契約工期の全期間に従事したことを確認できる部分の写し
- ・ 当該工事の発注者からの証明書（ただし、工事名及び発注者の代表印の押印があるもの）
なお、過去の施工実績がPFI事業の場合は、PFI事業の発注者とSPC等との契約書の写し及びSPC等と入札参加者（JVの場合はJVの代表者）が契約していることを示す工事請負契約書等の写しにより実績を確認します。

イ 入札参加者がJVの場合には、代表者における監理技術者が監理技術者として従事した工事の施工実績を評価します。

ウ 過去の施工実績が甲型JVとして施工したものについては、評価対象となる監理技術者がJVの代表者（出資比率は問わない。）の監理技術者として従事した実績を評価します。

エ 過去の施工実績が乙型JVとして施工したものについては、評価対象となる監理技術者が、代表者又は構成員として施工した分担工事において、監理技術者として従事した実績を評価します。

オ 評価の対象とする期間は原則として過去15年（当該年度を除く過去15年+当該年度とする。）とします。ただし、技術革新がめまぐるしい工事や新技術を採用する工事等については、適宜評価の対象とする期間を設定します。

カ 入札公告に基づき、複数名の技術者を配置予定技術者の候補として申請した場合は、配置予定技術者に係る加算点の合計点が最も低い者の点数を採用します。

キ 監理技術者として、契約工期の全期間に従事していた場合に、施工実績として評価します。ただし、PFI事業等（設計・施工一括発注方式など設計と施工が一元化された契約・事業も含む）による施工実績を評価する場合は、当該PFI事業等のうち建設工事の全期間に従事していた場合に評価を行うものとします。

ク 実績を有していない40歳以下の監理技術者を配置する場合、実績を有する現場代理人の施工実績で評価することができます。ただし、配置する監理技術者が、監理技術者として、落札者決定基準で指定する面積と同等以上の延べ面積の工事に従事した実績を持つ場合に限ります。また、実績として認める建築物の用途は、建築基準法別表第1（い）欄（1）項から（4）項に掲げる建築物及び建築基準法施行令第14条の2第2項に示す建築物（ただし階数は問わない）とします。

なお、この取扱いについては、工事ごとにその特性に応じて定めるものとします。

ケ 上記クの場合において、現場代理人の施工実績の評価は、アからキによるものとします。

また、監理技術者の施工実績の評価は、アからオ及びキによるものとします。

(2) 技術者の継続教育（CPD）

ア 評価の対象となる技術者は、監理技術者とします。

イ 対象となるCPDは、以下の団体等（以下「証明団体」という。）が証明するCPDとします。
なお、建築又は建築設備の分野分類の区分にかかわらず、評価の対象とします。

- ・ 建築CPD運営会議^{※1}
- ・ 建築設備士関係団体CPD協議会^{※2}
- ・ (公財) 建築技術教育普及センター
- ・ (公社) 日本建築士会連合会に加盟する各都道府県建築士会
- ・ (一財) 建設業振興基金（建築・設備施工管理CPD制度事務局）
- ・ (公社) 空気調和・衛生工学会
- ・ (一社) 建築設備技術者協会

※1：建築CPD運営会議

学識経験者、国土交通省、(公財) 建築技術教育普及センター（事務局）、(公社) 日本建築士会連合会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会、(公社) 日本建築家協会、(一社) 日本建設業連合会、(一社) 日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会、(一社) 日本建築構造技術者協会、(一財) 建設業振興基金で構成

※2：建築設備士関係団体CPD協議会

(公社) 空気調和・衛生工学会、(一社) 建築設備技術者協会、(一社) 電気設備学会、(一社) 日本設備設計事務所協会、(公財) 建築技術教育普及センター（事務局）で構成

ウ 確認は、これらの証明団体が発行する実績証明書の写しにより行います。

エ 1年間の単位取得率は次式により求めます。

$$(\text{1年間の単位取得率}) = (\text{年間取得単位数}) \div (\text{年間推奨取得単位数}) \times 100 (\%)$$

オ 年間推奨取得単位数は実績証明書を発行する証明団体における年間推奨取得単位数とし、当該年度の4月1日時点での年間推奨取得単位数とします。また、落札者決定基準には各証明団体の年間推奨取得単位数を明記することとします。

(参考：令和7年1月時点での各証明団体における年間推奨取得単位数は以下のとおり。)

- ・ 建築CPD運営会議及び建築設備士関係団体CPD協議会並びに(公財) 建築技術教育普及センター

建築CPD情報提供制度における推奨単位数（年認定時間）：12単位

- ・ (公社) 日本建築士連合会に加盟する各都道府県建築士会

建築士会CPD制度における能力開発の目標単位数：12単位

- ・ (一財) 建設業振興基金（建築・設備施工管理CPD制度事務局）

建築・設備施工管理CPD制度の推奨認定CPD単位：12CPD単位

- ・ (公社) 空気調和・衛生工学会

SHASE-CPDにおける年間推奨ポイント：50ポイント

- ・ (一社) 建築設備技術者協会

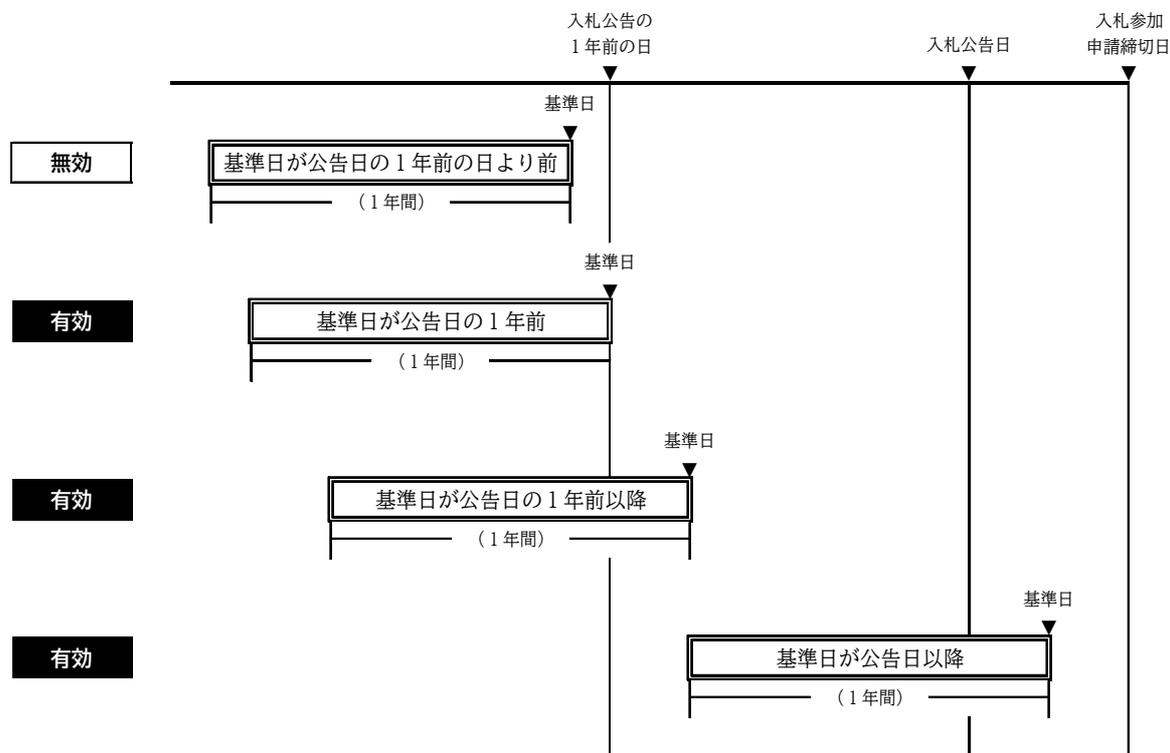
年間推奨単位数：35単位

カ 複数の証明団体で取得した証明書の合算は認めません。

キ 入札参加者がJVの場合には、代表者の監理技術者に対して評価を行います。

ク 入札公告に基づき、複数名の技術者を配置予定技術者の候補として申請した場合は、配置予定技術者に係る加算点の合計点が最も低い者の点数を採用します。

ケ 有効な単位は、CPD単位の最終取得日（以下、「基準日」という。）の1年前の日の翌日から基準日までの間に取得した単位とします。ただし、基準日が入札公告日の1年前の日以降であるものを有効とします。



(3) 保有資格

ア 監理技術者（入札参加者がJVの場合には、代表者における監理技術者）を評価します。

イ 保有資格は、例えば監理技術者となるための一級国家資格等の当然保有しておくべき資格以外に、工事の品質向上のために監理技術者が所有しておくことが望ましいと思われる資格を指定し、その保有状況の評価します。

ウ 入札公告に基づき、複数名の技術者を配置予定技術者の候補として申請した場合は、配置予定技術者に係る加算点の合計点が最も低い者の点数を採用します。

3 技術力・品質の維持向上

(1) 環境マネジメントシステム

ア 技術提案書の提出期日から契約工期の末日までの全体を通して登録が有効であることを評価します。従って、契約工期全体において未登録の期間が生じないようにする必要があります。

イ 技術提案時点での評価は、技術提案書の提出期日における取得状況で行います。ただし、技術提案書の提出期日において更新手続中である場合には、当該手続中であることが確認できる書類をもって登録が有効であると判断し評価を行います。

ウ 技術提案書を提出する支店等の事業所が登録対象となっている場合のみ評価を行います。

エ 入札参加者がJVの場合には、代表者の取得状況の評価します。

(2) 技能士

ア 特記仕様書で指定する技能士以外に工事の品質向上のために活用することが望ましいと思われる技能士の工種を指定し、その活用状況の評価します。

イ 適用する技能検定職種に特級が設定されている場合には、特級は1級と同等として取扱います。
また、単一等級が設定されている場合には、「単一等級を活用する」、「活用しない」に分けて評価を行います。

ウ 特記仕様書で指定する工種については、評価対象としません。

(3) 建設キャリアアップシステム（CCUS）

ア 工事現場において、建設キャリアアップシステムを活用する場合に評価します。

イ 活用する場合、入札参加者は、技術提案書提出時点において、建設キャリアアップシステムについて事業者登録済である必要があります。

ウ イの事業者登録について、入札参加者がJVの場合には、代表者及び構成員が事業者登録済である必要があります。

エ 工事期間中、工事現場にカードリーダーを設置し、稼働させておく必要があります。

4 地域貢献

(1) 防災協定

ア 入札参加者単独もしくは所属する団体の防災協定の締結状況の評価します。本市及び京都府と締結している場合は、本市との締結状況のみ加点を行うものとします。

イ 入札参加者がJVの場合には、代表者及び構成員の締結状況の評価します。

ウ やむを得ない理由を除き、当該工事期間中に防災協定を解約する場合は、不履行とみなします。

(2) 資材等の調達

ア 『市内での調達』とは、以下のいずれかに該当するものとします。

- ・京都市内に本店を有する事業者が製造・加工し、かつ当該事業者が出荷した資材等を調達すること
- ・京都市内に所在する工場において製造・加工され、かつ当該工場から出荷された資材等を調達すること

イ 対象とする資材等は、建築工事においては当該工事で使用する資材とします。電気設備工事及び機械設備工事においては当該工事で使用する機器類としますが、機器類に限らず、配線材料や配管材料等の資材についても、工事特性に応じて評価の対象とすることができるものとします。

ウ 評価の対象とする資材（以下「指定資材」という。）及び機器類（以下「指定機器類」という。）の選定に当たっては、当該工事費に占める金額ベースでの高い順や数量ベースでの多い順等、工事特性に応じて抽出し、選定するものとします。

エ 評価基準及び方法は、下記の例を参考に工事特性に応じて設定することとします。

なお、評価基準の設定に当たっては、評価や履行確認の方法についても十分検討する必要があります。

- ・指定資材又は指定機器類（以下「指定資材等」という。）を5品目程度選定し、そのうち何品目について市内で調達されているかを評価します。

なお、指定資材等のある品目について、当該工事において同一品目で仕様が異なる資材等を設置する場合で、その中の1つでも市内での調達がなされている場合には、その品目については市内での調達がなされているものとみなします。（評価・配点例 2品目以上：2点、1品目：1点、0品目：0点）

- ・ 1品目選定した指定資材等について、全数を市内で調達するか否かで評価します。(評価・配点例 全数：2点、それ以外：0点)
- ・ 1品目選定した指定資材等について、市内での調達率(全量に占める市内での調達量)に応じて評価を行います。(数値については任意に設定します。評価・配点例 80%以上：2点、40%以上80%未満：1点、40%未満：0点)

(3) 市内産木材利用の推進

本市では、「環境モデル都市・京都」として公共施設の木造化や木質化への取組を推進しているほか、「京都市木材地産表示制度」(通称「みやこ杉木」認証制度)を創設し、市内産木材の利用促進を図っています。

こうした状況を踏まえ、市内産木材を使用する量について評価を行います。

(4) - 1 市内経済への貢献(WTO未満の場合)

ア 様式の記載内容に基づき、市内下請率を評価します。加算点は、以下の式により算定します。(最大3点)

$$\text{加算点} = \text{市内下請率 (小数表示※)} \times 3 \text{点}$$

イ 「市内下請率」とは、当該工事の施工体制台帳に記載する一次下請業者と締結する契約金額の合計(以下、「一次下請契約総額」)(税抜き)のうち、市内企業との一次下請契約総額(税抜き)が占める割合とします。なお、単価契約を締結する場合は、予定する合計契約金額とします。

$$\text{市内下請率} = \frac{\text{市内企業との一次下請契約総額}}{\text{一次下請契約総額}}$$

(市内下請率は小数表示(例25%の場合は0.25)とし、小数点以下第3位を切捨てとします。)

ウ 「市内企業」とは「京都市内に本店を有する業者(企業又は個人事業者)」とします。

エ イの計算式に含める下請契約とは、建設業法上、施工体制台帳を作成する義務がある企業との契約とし、元請業者が直接調達した資材等の金額及び警備会社との契約は含めないものとします。

(4) - 2 市内経済への貢献(WTO案件の場合)

様式の記載内容に基づき、次の①及び②の合計値を加算点として評価します。

$$\text{加算点} = \text{①市内下請率による点数} + \text{②市内企業の出資割合による点数}$$

① 市内下請率による点数(最大2点)

本工事で予定する「市内下請率」が「基準提案率」以上の提案を評価対象とし、以下の計算式により算定します。

$$\text{点数} = \frac{\text{基礎点} + \text{変動点} \times (\text{提案値} - \text{最低値})}{(\text{最高値} - \text{最低値})}$$

(小数点以下第3位切捨て)

ア 「市内下請率」とは、当該工事の施工体制台帳に記載する一次下請業者と締結する契約金額の合計(以下、「一次下請契約総額」)(税抜き)のうち、市内企業との一次下請契約総額(税抜き)が占める割合とします。なお、単価契約を締結する場合は、予定する合計契約金額とします。

$$\text{市内下請率} = \frac{\text{市内企業との一次下請契約総額}}{\text{一次下請契約総額}}$$

(市内下請率は小数表示(例：25%の場合は0.25)とし、小数点以下第3位を切捨てとします。)

イ 基準提案率 : 落札者決定基準において設定された基準となる市内下請率を指します。

- ウ 基礎点・変動点：落札者決定基準において任意に設定する値
- エ 提案値：当該参加者の提案した市内下請率
- オ 最高値：基準提案率以上の提案を行った全入札参加者の中で、最も高い市内下請率
- カ 最低値：基準提案率以上の提案を行った全入札参加者の中で、最も低い市内下請率

キ 基準提案率以上の提案者が1者のみの場合、又は基準提案率以上の提案を行った全参加者の提案値が同一の場合は、以下の式により点数を算定します。

$$\text{点数} = (\text{提案値} \div \text{基準提案率}) \times \text{基礎点 (ただし、最大2点)}$$

- ク 提案された市内下請率が基準提案率未満の場合の点数は0点とします。
- ケ 「市内企業」とは「京都市内に本店を有する業者（企業又は個人事業者）」とします。
- コ 市内下請率の計算式に含める下請契約とは、建設業法上、施工体制台帳を作成する義務がある企業との契約とし、元請業者が直接調達した資材等の金額及び警備会社との契約は含めないものとします。

② 市内企業の出資割合による点数（最大1点）

入札参加者における市内企業の出資割合を評価します。単独、JVいずれの場合も評価の対象とします。

単独で参加した場合は、市内企業を100%、市外企業を0%とします。

JVで参加した場合は、JV協定書に記載された市内企業の出資割合の合計値により評価を行います。その場合、出資割合を確認するためJV協定書の写しの提出を求めます。

4 落札者の決定

4-1 技術提案書の評価

技術提案書の評価は、発注者の恣意性を排除し、京都市都市計画局建築工事総合評価落札方式評価要領に基づき設置された総合評価落札方式評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、中立かつ公正に行うものとします。

4-2 評価方法

総合評価点の算出方法としては、除算方式と加算方式がありますが、都市計画局においては除算方式を基本とします。

(1) 除算方式

ア 総合評価点の算出方法

$$\begin{aligned}\text{総合評価点} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

イ 基礎点

技術提案書の提出期日までに、必要事項等について記載漏れのない技術提案書を本市に提出した入札参加者に対して、基礎点（100点）を付与します。

なお、基礎点の付与は、標準型では、発注仕様書等で規定する仕様を満足しており、かつ、評価項目の必須項目に規定する要求水準を満足していることを前提とし、簡易型及び特別簡易型では、図面等で規定する仕様を満足していることを前提とします。

ウ 加算点

加算点は、落札者決定基準に基づく、評価項目ごとの評価結果の合計値とします。

エ 特徴

除算方式における評価値は、Value For Money の考え方（支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方）によるもので、価格あたりの工事品質を表す指標であるため、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る場合に向いているといえます。

ただし、除算方式は技術評価点を入札価格で除するため、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向があります。

(2) 加算方式

ア 総合評価点の算出方法

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

イ 価格評価点の算出例

- ・ 最低入札価格／入札価格 × 100
- ・ $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$

ウ 特徴

加算方式による評価値は、価格のみの競争では品質の低下が懸念される場合に、施工の現実性を

実現する技術力を評価し、加味する指標であるといえます。

加算方式は技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができると考えられます。

4-3 落札者の決定方法

落札者は、次の要件に該当する入札参加者のうち、総合評価点の最も高い者とします。

＜落札者とする要件＞

- (1) 技術提案書の提出期日までに必要事項等について記載漏れのない技術提案書を提出していること。
- (2) 技術提案書における欠格事項がないこと。
- (3) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ただし、提出された技術提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、欠格事項とみなし、契約課への通知を行うとともに、同課において入札参加者の当該工事の競争入札参加資格の確認を取り消します。

＜欠格事項＞

- (1) 技術提案書の記載内容による施工では、確実な施工の確保ができないと判断できる場合
- (2) 技術提案書の記載内容が、他の技術提案書提出者の記載内容の全部又は相当の部分と同一であると判断できる場合（全部又は相当の部分に記載した全ての技術提案書提出者を対象とします。）
- (3) 標準型において、必須項目の内容が要求水準に達していないと認められる場合
- (4) 技術提案書の記載内容が、法令若しくは契約の条件に違反する場合
- (5) 技術提案書に虚偽の記載があった場合
- (6) 入札公告に基づかない方法で提出されている場合
- (7) その他、評価委員会が不適切と認める場合

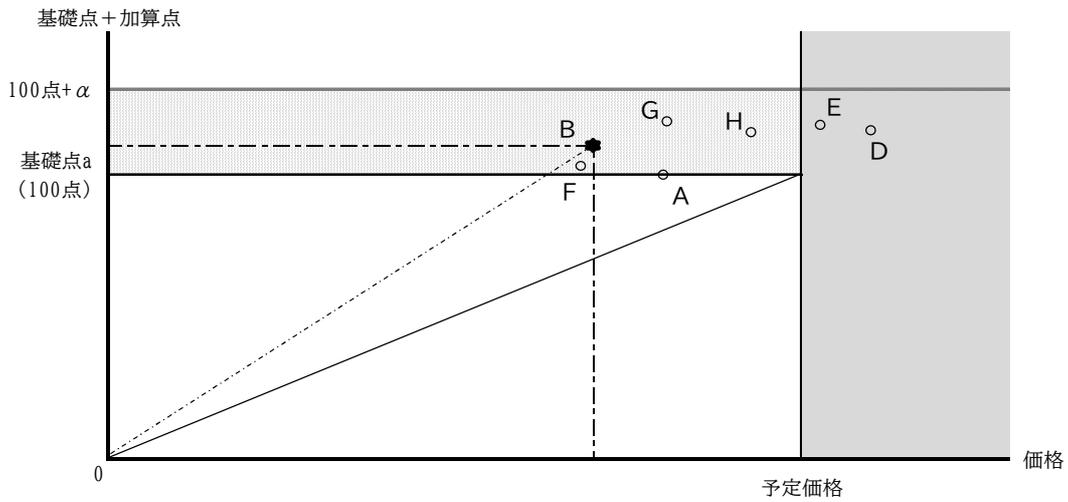
(参考)

除算方式による総合評価落札方式の落札者の決定方法（例）

1 総合評価の方法

以下により、算出される評価値を持って総合評価し、総合評価点が最も高い者を落札者とします。

- (1) 総合評価点 = (基礎点 + 加算点) / 入札価格
- (2) 基礎点 a = 100点
- (3) 加算点 α = 最大30点



2 落札者の決定（予定価格が2億円、入札参加者が7社の場合）

入札者	基礎点 A	加算点 b	合計点数 c = a + b	入札価格 d (円)	総合評価点 e = c / d	評価順位
A	100	0.0	100.0	190,000,000	0.00000052631...	5
B	100	8.8	108.8	185,000,000	0.00000058810...	1
C	—	—	—	—	—	失格
D	100	3.5	103.5	230,000,000	—	予定価格超過
E	100	9.4	109.4	210,000,000	—	予定価格超過
F	100	4.7	104.7	180,000,000	0.00000058166...	2
G	100	10.0	110.0	190,000,000	0.00000057894...	3
H	100	8.8	108.8	195,000,000	0.00000055794...	4

注1) 総合評価点は、端数処理を行わない。

注2) Cは技術提案が不適格のため、入札参加資格なし。(失格)

5 その他の留意事項

5-1 仕様の変更

実施要領では、標準型により総合評価を行う場合、技術提案によりあらかじめ定めていた仕様を変更することができます。一方、簡易型及び特別簡易型により総合評価を行う場合は、技術提案により仕様を変更することはできません。

5-2 履行確保と不履行の場合における措置

(1) 履行状況の確認と判定

技術提案書に記載した内容（以下「提案内容」という。）については、施工計画書に記載するとともに責任を持って確実に履行する必要があります。施工計画書には履行確認の時期や確認方法等を記載することとし、その履行状況については適宜受発注者間で確認するものとします。ただし、提案内容のうち、本市が書面にて採用しない旨の通知を行った内容については、履行してはなりません。

確認の結果、提案内容が履行されなかった（未達成の）場合には、次項の規定に従い、違約金の請求や工事成績評定での減点等を行います。

ただし、やむを得ない理由があるとして事前に本市の文書による承諾を得たときは、提案内容を履行せず、又は提案内容を変更して履行することができます。

なお、市内経済への貢献（市内下請率）の項目については、最終の施工体制台帳等に基づき市内下請率（小数点以下第4位を切り捨て）の実績を算出し、履行結果を判定します。実績の割合が、当初提案した市内下請率（本項ただし書きにより市内下請率を変更した場合はその値（以下「変更値」という。））以上の場合に、履行したものとみなします。

(2) 技術提案した内容を履行しなかった場合の措置

受注者は、本市から受注者に対し採用しない旨の通知を行った個別のものを除き、提案内容を誠実に履行しなければなりません。

万一、受注者が提案内容を履行しようとしないうち、又は提案内容と異なる内容を履行しようとするときは、本市は期限を定めて提案内容の履行を求めます。それでも本市の指定する期限までに履行しないときには、受注者に対し違約金の請求を行います。なお、市内経済への貢献の項目については、実績の市内下請率（小数点以下第4位を切り捨て）が、提案値（変更値）の90%未満となった場合に、違約金の請求を行います。

違約金を請求する場合の額は、次式により算出します。

また、違約金の請求の有無にかかわらず、提案内容を履行しない又は本市の承諾を得ずに提案内容と異なる内容を履行した場合（市内下請率において実績が提案値（変更値）の90%以上の場合を含む。）には、工事成績評定において減点を行うとともに、内容によっては別途損害賠償請求を行うことがあります。

特に、提案内容を履行する意思が受注者に認められないなど、悪質であると認められるときは、契約課と協議のうえ、工事請負契約を解除する等の措置をとる場合があります。

(W T O未満の場合)

$$[\text{違約金}] = A - A \times (B \div C)$$

ただし、

A : 最終設計変更後の請負代金額 (税込み)

B : 実際に履行した内容に基づき算出した技術評価点

C : 当初の提案内容に基づく技術評価点

技術評価点は基礎点+加算点です。

B ÷ Cに小数点以下第4位未満の端数があるときは、その端数を切捨てます。

違約金は、1円未満を切捨てます。

※「市内経済への貢献 (市内下請率)」の項目の取扱いについて

- ・ 違約金を請求しない場合 (実績の市内下請率が提案値 (変更値) の90%以上の場合)

この計算におけるB (実際に履行した内容に基づく点数) は減点を行わず、C (当初の提案内容) と同じ点数を採用します。

- ・ 違約金を請求する場合 (実績の市内下請率が提案値 (変更値) の90%未満の場合)

この計算におけるB (実際に履行した内容に基づく点数) は、実績の市内下請率 (小数点以下第3位を切り捨て) に3点を乗じた点数を採用します。

(W T O案件の場合)

$$[\text{違約金}] = A - A \times (B \div C)$$

ただし、

A : 最終設計変更後の請負代金額 (税込み)

B : 実際に履行した内容に基づき算出した技術評価点

C : 当初の提案内容に基づく技術評価点

技術評価点は基礎点+加算点です。

B ÷ Cに小数点以下第4位未満の端数があるときは、その端数を切捨てます。

違約金は、1円未満を切捨てます。

※「市内経済への貢献 (市内下請率)」の項目の取扱いについて

- ・ 違約金を請求しない場合 (実績の市内下請率が提案値 (変更値) の90%以上の場合)

この計算におけるB (実際に履行した内容に基づく点数) の「①市内下請率」による点数については、減点を行わず、C (当初の提案内容) と同じ点数を採用します。

- ・ 違約金を請求する場合 (実績の市内下請率が提案値 (変更値) の90%未満の場合)

この計算におけるB (実際に履行した内容に基づく点数) のうち、「①市内下請率」による点数については基礎点を採用します。ただし、実績の市内下請率が「基準提案率」未満の値となった場合は、0点とします。

5-3 中立かつ公正な評価の確保

(1) 学識経験者の意見聴取

落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づく地方自治法施行規則第12条の4の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験者への意見聴取を行います。

また、学識経験者から落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、地方自治法施行令第167条の10の2第5項に基づき、落札者決定基準に基づく技術提案等の評価結果について、2人以上の学識経験者への意見聴取を行います。同条第5項に基づき改めて意見を聴く場合は、原則、同条第4項に基づき意見聴取を行った学識経験者を含めた学識経験者へ意見を聴くものとします。

なお、学識経験者へ意見聴取するために委嘱を行う際は、「守秘義務」、「信用失墜行為の禁止」及び「解嘱」について記載した承諾書兼誓約書を当該学識経験者から徴取することとします。

(2) 技術提案書の取扱い

技術提案書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された技術提案書は返却しないものとします。

また、発注者は、技術提案書に記載された内容については、提案者以外の者に知られることのないように取扱うものとし、提出された技術提案書は、技術審査以外に提出者に無断で使用しないものとします。

5-4 評価結果の公表

評価結果の公表は、実施要領に基づき契約課が行います。

公表される事項は、①件名、②入札日時、③予定価格、④低入札調査基準価格、⑤落札業者名、⑥入札参加者の入札価格、⑦入札参加者の技術評価点、⑧入札参加者の総合評価点です。

5-5 落札者決定基準作成における留意事項

(1) 落札者決定の方法

落札者決定の方法については、決定の手順、各資料の提出期限、ヒアリングの有無等落札者を決定するまでの必要な事務手続きについて入札参加者に対し明確に伝える必要があります。よって、落札者決定基準は、提出期限、条件、その他留意事項を詳細に記載することとします。

(2) 技術提案書

評価項目について、発注者は入札参加者に対し、どのような技術提案を求めるのかを明確にし、課題等を設定しなければなりません。評価内容及び評価基準についても、具体的に記載し、入札参加者に評価基準を的確に伝えられるようにするとともに、提案事項に対しての評価が容易となるような設問方法についても検討が必要です。

また、加算点の配分等は工事ごとに定めることとしていますが、その根拠については明確にしておく必要があります。

なお、技術提案書の枚数の差やカラーでの作成は、評価における不公平感に繋がる可能性があり、

入札参加者に過度な負担を求めることとなります。また、入札参加者に過度な負担を求めることは、入札参加意欲の減退にも繋がります。一方で、様式等において確認のために必要な事項については、漏れなく記載を求め、また、記載してもらう必要があります。

このため、技術提案書については、原則として項目ごとに1枚（A4、モノクロ刷り）程度とし、提案書の様式については必要なことだけが記載されるよう工夫が求められます。

(3) 秘匿性の確保

技術提案書の評価は、公平性を保つために匿名で評価することを原則としています。

このため、技術提案書は、企業名や企業のロゴ等の記載をしないように落札者決定基準等で定める必要があり、実績評価を確認するための資料等の匿名では評価できないものについては、様式として定めている提案書とは別で提出させる等の考慮が必要です。

5-6 その他

(1) 苦情等の対応

苦情等の申し立てがあった場合には、工事担当課と都市総務課は連携し、誠意をもって対応するものとしします。

なお、説明に対して提案者の理解が得られない場合については、京都市都市計画局苦情処理体制要領に定める委員会に対して意見を求めることができるものとしします。

(2) 技術提案書による予定価格等の変更

技術提案書に記載された内容については、原則として、予定価格変更及び設計変更の対象としません。

平成19年10月	京都市都市計画局総合評価落札方式活用ガイドライン	制定
平成20年10月	同 上	改訂
平成21年 8月	同 上	改訂
平成24年12月	同 上	改訂（平成25年6月1日適用開始）
令和 2年 4月	同 上	改訂
令和 2年12月	同 上	改訂
令和 4年 9月	同 上	改訂
令和 7年 2月	同 上	改訂
令和 8年 2月	同 上	改訂